

上尾市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成31年2月20日に提出された上尾市職員措置請求書について、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成31年4月19日

上尾市監査委員 小林 二三男
上尾市監査委員 矢部 勝巳

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

(省 略)

2 請求書の提出日

平成31年2月20日

3 請求の内容 (請求人から提出のあった「上尾市職員措置請求書」の原文に沿って記載したが、西暦と和暦の併記等について一部修正した。)

上尾市教育委員会教育長 池野和己氏の2018(平成30)年5月分給与の一部返還に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 上尾市教育委員会教育長 池野和己氏(以下、池野氏)は、後述のとおり、上尾市教委(以下、市教委)が作成した「教育長の勤務の状況が判別できる月別表」においては2018年5/10の午前から5/11の夜間までは「関東地区都市教育長協議会」に、また、5/16午前から5/18の夜間までは「全国都市教育長協議会」にそれぞれ参加したことになります。

しかしながら、5/11の勤務時間の内、13:15~17:15の4時間、および5/16の勤務時間の内10:08~17:15(休憩時間の45分を除いた6時間22分)、つまり5/11と5/16の合計時間の10時間(10時間22分の内、29分以内である22分については端数切り捨て)は、後述する事実関係と、それを裏付ける別紙事実証明により、勤務の実態が全く認められず、「空白の時間」となっていることが確認されています。

平たく言えば、この10時間についての池野氏の行状は、明らかに「サボリ」であり、『非違行為』であると言えます。これは、措置請求人(以下、請求人)による情報公開請求とその処分により事実関係が露見したのですが、勤務の実態が全く認められないにもかかわらず、池野氏には2018(平成30)年5月分給与がすでに全額支払われていると考えられ、不当な公金の支出にあたります。

(2) 上記のとおり、池野氏に「空白の時間=サボリの時間」が生じているのにもかかわらず、それについて上尾市教育委員会(以下、市教委)事務局は当該「サボリの時間」が生じる以前にも以後にも、こうした「サボリの時間」は不適切な勤務である旨を池野氏に伝えていないことが、市教委事務局 教育総務課 A氏により明らかにされています。市教委事務局によるこうした対応は、池野氏の「サボリ」を是認し、不適切な勤務状態を放置したものであり、池野氏と同様に、その責任は厳しく追及されなけ

ればなりません。

- (3) 請求人は、2019年1月31日、A氏より、池野氏の給与および服務関係については、関連する上尾市の条例・規則が適用されるとの教示を受けました。

それによれば、服務に関する条例（「上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」平成7年6月21日条例第15号）によって、休暇の種類等が厳密に定められており、請求人が上述の(1)で指摘したような空白の時間が存在することは当然ながら想定されていないことから、条例・規則上「サボリ」が合理的に認められていることはあり得ません。

- (4) しかも、池野氏は2016（平成28）年4月に教育長に就任以来、市内公立小中学校の教職員宛てに「服務規律の厳正について」または同趣旨の文書を数多く発出しています。それにもかかわらず、自らは勤務実態を伴わない「サボリの時間」を「勤務」としていること、つまり、「人には厳しく言い、自分の不適切な勤務には大甘である」ということであり、市民的視座からしても大変悪質なものです。

- (5) こうした事実関係から、請求人が上記(1)で指摘した池野氏の「サボリ」にあたる10時間分の給与は上尾市に返還すべきであることは明白です。なお、返還すべき金額の算定にあたり、請求人はA氏から計算方法について教示を受けました。

A氏より教示を受けた「1時間当たりの給料額」についての計算式は以下のとおりです。なお、池野氏の給料は、webで公開されている「教育委員会教育長の給与等に関する条例」第3条により、月額695,000円となっています。

$$(695,000 + \text{地域手当}3/100) \times 12/1891 \text{ (小数点以下切捨て)} = 4,542\text{円}$$
$$\therefore 4,542\text{円} \times 10\text{時間} = 45,420\text{円}$$

したがって、「上尾市教育委員会教育長 池野和己氏は、2018年5月分の給与の内、45,420円を上尾市に返還すべきである」との措置請求をいたします。

4 事実証明書（①から②までは、請求人から提出のあった「別紙 事実証明書」に沿って文書名を記載した。）

- ① . 2018（平成30）年7月13日付け「行政文書公開請求書」
- ②-1. 平成30年7月25日付上総第194号文書「行政文書公開決定通知書」
- ②-2. 2018年5/10・5/11の「車両運転日報」
- ③ . 2018（平成30）年8月14日付け「行政文書公開請求書」の内、通し番号Ⅱ-5
- ④-1. 平成30年8月27日付上総第241号文書「行政文書一部公開決定通知書」
- ④-2. 「ETC管理票」
- ④-3. 「利用明細書」
- ⑤ . 2018（平成30）年11月27日付け「行政文書公開請求書」の内、通し番号⑪-8
- ⑥-1. 平成30年12月7日付上教総第479号文書「行政文書公開決定通知書」
- ⑥-2. 「平成30年度関東地区都市教育長協議会総会日程」

- ⑦ . 2018（平成 30）年 11 月 28 日付け「行政文書公開請求書」
- ⑧-1. 平成 30 年 12 月 7 日付上教総第 483 号文書「行政文書一部公開決定通知書」
- ⑧-2. 2018 年 5 月分における池野氏の動静が判別できる文書
- ⑨ . 2019（平成 31）年 1 月 10 日付け「行政文書公開請求書」
- ⑩-1. 平成 31 年 1 月 18 日付上教総第 562 号文書「行政文書一部公開決定通知書」
- ⑩-2. 2018 年 5 月分における池野氏の動静が判別できる文書
- ⑪ . 2018（平成 30）年 12 月 13 日付け「行政文書公開請求書」
- ⑫ . 平成 30 年 12 月 18 日付上教総第 510 号文書「行政文書非公開決定通知書」
- ⑬ . 平成 30 年 12 月 18 日付上教総第 511 号文書「行政文書非公開決定通知書」
- ⑭ . 平成 30 年 12 月 26 日付上教総第 926-1 号文書「行政文書一部公開決定通知書」
- ⑮ . 平成 30 年 12 月 26 日付上教総第 926-2 号文書「行政文書一部公開決定通知書」
- ⑯ . 受付番号 30-0355（前記⑭）、30-0356 号（前記⑮）の文書一部公開に係る「納付書兼領収書」（平成 31 年 1 月 8 日支払済）
- ⑰ . 2018（平成 30）年 12 月 18 日付け「行政文書公開請求書」
- ⑱-1. 平成 31 年 1 月 4 日付上教総第 523 号文書「行政文書一部公開決定通知書」
- ⑱-2. 一部公開された「第 70 回全国都市教育長協議会総会並びに研究大会一関大会」の日程が判別できる文書
- ⑱-3. 前日の 5/16 東京駅発の新幹線を利用したことが判別できる「旅費精算書」
- ⑲ . 2019（平成 31）年 1 月 25 日付け「行政文書公開請求書」
- ⑳ . 平成 31 年 1 月 31 日付上教総第 598 号文書「行政文書非公開決定通知書」
- ㉑ . 2019（平成 31）年 1 月 19 日付け「行政文書公開請求書」の内、通し番号①-8
- ㉒ . 平成 31 年 1 月 31 日付上教総第 594 号文書「行政文書非公開決定通知書」
- ㉓ . 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第 11 条）
- ㉔ . 上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- ㉕ . 上尾市教育委員会教育長の勤務時間に関する規則
- ㉖ . 教職員の不祥事防止の徹底について（通知）
- ㉗ . 平成 29 年度 上尾市教育委員会・南部教育事務所人事学事担当 第 1 学期学校訪問（管理訪問）のまとめ <速報>

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求は、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務に対して支払われた平成 30 年 5 月分の給与の一部について、本来、職務に専念する義務があるにもかかわらず、一部に勤務の実態が認められない時間があることから、市長は、当該勤務の実態が認められない時間に相当する額について、教育長にその給与を返還させるよう措置を講ずべきことを監査委員が勧告するよう請求人が求めたものと解し、監査対象事項を次のとおりとした。

教育長の平成 30 年 5 月 11 日及び同月 16 日の一部に勤務の実態が認められない時間

があり、当該給与の支払いは不当な公金の支出であるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 15 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人による陳述がなされた。

また、請求人より事実証明書として、㉓から㉗までの提出があった。

3 監査対象部

総務部、教育長及び教育総務部を監査対象とし、関係職員から事情聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

関連する法令等及び本件に係る事実関係について調査し、確認した事項は、次のとおりである。

(1) 教育長の給与の支給について

ア 教育長の給与

教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 5 号）第 2 条では、「教育長の給与は、給料、地域手当及び期末手当」と定められている。また、同条例第 3 条及び第 4 条の 2 では、「教育長の給料は月額 695,000 円、地域手当の月額 は給料の月額に 100 分の 3 を乗じて得た額」と定められている。

イ 平成 30 年 5 月分給与

本件請求の 5 月分給与については、平成 30 年 5 月 15 日に総務部職員課において作成された支出負担行為票兼支出命令票により、同月 21 日に支出されたものである。

ウ 1 時間当たりの給与額の算出

教育長の給料は月額 695,000 円、地域手当は月額給料（695,000 円）に 100 分の 3 を乗じて得た 20,850 円である。

これを基に、上尾市職員の給与に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 14 号）の運用を定めた「職員の給与について（平成 30 年 4 月現在、総務部職員課人事給与担当）」に示された「勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法（平成 30 年）」に当てはめると、本件措置請求書のとおりである。

$(695,000 \text{ 円} + 20,850 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月} / 1,891 \text{ 時間} = 4,542 \text{ 円}$ （少数点以下切捨て）

(2) 教育長の服務について

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項では、教育長の職務に専念する義務が定められている。

イ 上尾市教育委員会教育長の勤務時間に関する規則（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 4 号）では、「上尾市教育委員会教育長の勤務時間に関しては、上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則を準用する。」と定められている。

ウ 上尾市職員服務規程（昭和 49 年上尾市訓令第 5 号）では、一般職の職員に係る勤務状況の整理等の服務について、所定の手続きが定められている。

エ 請求人及び関係職員は、教育長の勤務時間、休日及び休暇について、一般職の職員と同様であるとの認識で共通していた。

(3) 教育長の勤務状況について

ア 平成 30 年度関東地区都市教育長協議会総会並びに分科会

教育長は、平成 30 年 5 月 10 日及び同月 11 日に横浜市で開催された同総会並びに分科会に出席し、11 日の午後 1 時 30 分ころ自宅に到着していた。

関係職員への事情聴取によると、教育長は自宅に到着後の午後 1 時 30 分から午後 5 時 15 分までは、翌日の土曜日の「こども相撲上尾・伊奈場所」及び「原市公民館祭り」に出席する勤務時間を充てると職員に報告していたとのことであった。

この土曜日については、教育長宛て案内通知及び車両運転日報等により勤務していることを確認した。なお、当該土曜日の勤務に相当する給与は、教育長に支給されていない。

イ 第 70 回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会

教育長は、平成 30 年 5 月 17 日及び同月 18 日に一関市で開催された同定期総会並びに研究大会に出席していた。なお、18 日の午後から希望者が参加する世界遺産平泉見学コースの視察研修が計画されていたものの、教育長はこれに参加していない。

関係職員への事情聴取によると、教育長は同定期総会並びに研究大会の前日午前 10 時 10 分ころに一ノ関駅に到着した後、公務として中尊寺や一関市博物館等を視察し、午後 5 時 40 分ころに宿泊先に到着したとのことであった。

教育委員会の職務権限の一つに文化財の保護が掲げられており、上尾市においても刀剣を収蔵していることから、刀剣が所蔵されている一関市博物館を視察し、合わせて世界遺産平泉見学コースに含まれていた中尊寺等も視察したものであり、出張後に教育長から文化財の保護を所管する生涯学習課長に対し、一関市博物館等の視察内容について、口頭で報告していたことを確認した。

ウ 上記の勤務について、一般職の職員であれば勤務状況の整理や復命書による報告など所定の手続きが必要であるが、これらを確認できる書類はなかった。

2 判断

以上の事実関係の確認の結果から、次のとおり判断する。

(1) 請求人は、教育長の平成 30 年 5 月 11 日の一部に勤務の実態が認められない時間があり、当該給与の支払いは不当な公金の支出であると主張している。

このことに関しては、前述した「1 事実関係の確認」(3)アのとおり、12 日の土曜日の勤務時間を充てたものであり、11 日の午後帰宅し勤務から離れた時間と公用車の運行状況から推測した翌日の土曜日に勤務したとみなすことができる時間を比べてみても、前者が後者を上回るものと直ちに断定することはできない。そして、前者が後者を上回るとの事実を特定することはできないことから、公金の支出において市に損害が

あったとまではいえない。

しかしながら、この勤務状況を整理した書類がなかったことについて、教育委員会事務局は適切な管理を欠いていたといわざるを得ない。

- (2) 請求人は、教育長の平成 30 年 5 月 16 日の一部に勤務の実態が認められない時間があり、当該給与の支払いは不当な公金の支出であると主張している。

このことに関しては、前述した「1 事実関係の確認」(3)イのとおり、一ノ関駅到着後は教育長の職務に関連した施設等の視察を行っていたものであり、勤務の実態が認められないとまではいえない。

なお、これに関連し請求人は、「別紙 事実証明書」の中で、本来であれば任命権者である市長に「復命書」あるいは「出張報告書」を提出すべきと主張している。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律における教育長の位置づけについて、平成 26 年 5 月の参議院文教科学委員会の法改正審査において、教育長の指揮監督権限の所在を当時の副大臣答弁では、「改正案においては、新教育長は執行機関である教育委員会の代表者であることから、教育委員会による指揮監督権は規定されておられません。」と述べている。一方で、東京高等裁判所平成 30 年 9 月 11 日付判決では、「地方公共団体の長は、任命権を有するとはいえ、教育長は、その任命に議会の同意を必要とする特別職であり、原則として地方公務員法の適用を受けない立場にあり、(略)教育長が一般職と同様な意味において、地方公共団体の長の指揮監督に服することになったとは解されない」と判示している。これらから、教育委員会の代表である教育長について、任命権者である市長に復命等の報告がないことをもって直ちに不当とはいえないと考える。

しかしながら、教育長は、出張用務を終えたときは、その概要を教育委員会等に報告しなければならないと考えるが、そのような報告を行ったとする書類を確認することはできず、適切な復命が行われたとはいえない。

3 結論

以上のことから、市に損害があったとまではいえず、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

4 意見

本件監査の結論としては、上記のとおりであるが、監査を実施する過程において、教育長の勤務状況や出張の復命について、関係職員の説明をそのまま肯定することができるような直接の証拠は乏しいものがあり、市民の目線に立てば、教育長が職務に従事していないとの印象を与えたものと思われる。また、教育行政の責任者として、服務規律の厳正な確保を指導する教育長の服務に係る記録の管理が不適切であったことは、大変遺憾である。

教育委員会事務局は、請求人からの行政文書公開請求等により改善の機会を得ていた

にもかかわらず、事実確認や見直しを怠ったことが原因となり、今回の住民監査請求につながったと考えられ、市民にこのような疑念を生じさせないためにも適宜改善し、適切な管理に努めるべきであったと考える。

については、教育長の服務に係る記録について検証するとともに、今後の管理体制の構築と適切な運用を図るべく措置を講じることを強く求める。